

26 県共第 45868 号
平成 26 年 9 月 19 日

特定非営利活動法人及び関係者 様

香川県総務部県民活動・男女共同参画課長
(公印省略)

特定非営利活動促進法に係る事務の権限移譲のお知らせ

ボランティア・NPO活動に関する施策の推進につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

香川県では、平成 26 年 10 月 1 日から、NPO法人の認証などの事務権限を県から高松市に移譲いたします。

このため、10 月 1 日以後は、**高松市のみ**に事務所を置く NPO 法人（※以下「移譲対象法人」といいます。）の申請・届出書類の提出先（あて先）等が、県から高松市に変更となりますのでお知らせいたします。

記

○申請・届出先が変更となる手続

- ・ 設立の認証申請
- ・ 設立登記完了の届出
- ・ 事業報告書等の提出
- ・ 役員変更の届出
- ・ 定款変更の届出
- ・ 定款変更の認証申請（所轄庁の変更を伴うものを除く）
- ・ 解散の届出
- など

※書類の様式も変更になりますので、裏面の高松市ホームページよりダウンロードしてください。

○その他の参考事項

- ・ この権限移譲に当たりましては、各 NPO 法人様での特別な手続きはありません。
- ・ 移譲対象法人に関しては、設立の認証申請や定款変更の認証申請に係る縦覧及び公告等も高松市で実施します。
- ・ 移譲対象法人の事業報告書等は、高松市で閲覧できるほか、これまで通り香川県でも閲覧することができます。
- ・ 移譲対象法人の認定 NPO 法人に係る事務は、引き続き香川県が行います。

※連絡先等は裏面に記載しております。

○平成 26 年 10 月 1 日以後の NPO 法人関係手続窓口一覧

①高松市のみに事務所を置く NPO 法人

| | | | |
|-------------|---|-------------|----|
| 担当課 | 高松市市民政策局地域政策課（市民協働推進室） | | |
| 連絡先 | 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目 8 番 15 号 高松市役所本庁舎 4 階 電話 087-839-2126 FAX 087-839-2125 Eメール chiikiseisaku@city.takamatsu.lg.jp ホームページ（※様式ダウンロードはこちら、10月1日から掲載） http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/13539.html または <table border="1" data-bbox="354 864 1295 929"><tr><td>NPO情報 13539</td><td>検索</td></tr></table> | NPO情報 13539 | 検索 |
| NPO情報 13539 | 検索 | | |

②高松市以外に事務所を置く NPO 法人

| | | | |
|-----------------------|--|-----------------------|----|
| 担当課 | 香川県総務部県民活動・男女共同参画課 | | |
| 連絡先 | 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号 香川県庁本館 8 階 電話 087-832-3204 FAX 087-831-1165 Eメール kenmin@pref.kagawa.lg.jp ホームページ http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/vnpo/houjin/sub1.htm または <table border="1" data-bbox="354 1585 1295 1648"><tr><td>NPO法人の設立及び運営について（香川県）</td><td>検索</td></tr></table> | NPO法人の設立及び運営について（香川県） | 検索 |
| NPO法人の設立及び運営について（香川県） | 検索 | | |

〔権限移譲に関するお問い合わせ先〕

香川県 総務部 県民活動・男女共同参画課
ボランティア・男女共同参画推進グループ
〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号
TEL 087-832-3204 / FAX 087-831-1165
Eメール kenmin@pref.kagawa.lg.jp